**○政治資金適正化委員会告示第七十一号**

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を次のとおり公告する。

平成二十五年十一月一日

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

| 登録番号 | 氏　名 | 抹消年月日 | 抹消事由 |
|---|---|---|---|
| 二四九一 | 知野久美子 | 二五、一〇、八 | 本人からの申請 |
| 三八六二 | 出口　幸三 | 二五、一〇、八 | 本人からの申請 |

**○政治資金適正化委員会告示第七十二号**

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人氏名の変更の登録をした者を次のとおり公告する。

平成二十五年十一月一日

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

| 登録番号 | 氏名（新） | 氏名（旧） |
|---|---|---|
| 二一七四 | 坂本　眞將 | 坂本　眞将 |

**○政治資金適正化委員会告示第七十三号**

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十五年十一月一日

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

| 登録番号 | 登録年月日 | 氏　名 |
|---|---|---|
| 四五三〇 | 二五、一〇、一八 | 大橋　泰子 |
| 四五三一 | 二五、一〇、一八 | 出口　悟 |
| 四五三二 | 二五、一〇、一八 | 毛山　裕史 |

**○法務省告示第四百六号**

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、告示の日から効力を生ずる。

平成二十五年十一月一日

法務大臣　谷垣　禎一

横浜地方法務局所属　杉山　正己
横浜地方法務局所属　長谷川　誠
前橋地方法務局所属　土屋　靖之
静岡地方法務局所属　名取　治二
名古屋法務局所属　日樫　眞久
名古屋法務局所属　村岡　正三
札幌法務局所属　八幡　雄治

**○外務省告示第三百二十一号**

平成二十四年十二月十八日にリマで、広域防災システム整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がペルー共和国政府との間に行われた。

この交換公文は、平成二十五年十月一日に効力を生じた。

1　援助の目的及び内容　経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与
2　贈与額　二億円
3　署名者
日本側　岸田文雄外務大臣
ペルー側　ラファエル・ロンカリオロ・オルベゴソ外務大臣

平成二十五年十一月一日

外務大臣　岸田　文雄

**○外務省告示第三百二十二号**

平成二十四年十二月十八日にリマで、イカ州博物館展示・保存機材整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がペルー共和国政府との間に行われた。

この交換公文は、平成二十五年十月一日に効力を生じた。

1　援助の目的及び内容　広域防災システム整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　七億円
3　贈与の供与期限　平成二十八年一月三十一日まで
4　署名者
日本側　福川正浩在ペルー大使
ペルー側　ラファエル・ロンカリオロ・オルベゴソ外務大臣

平成二十五年十一月一日

外務大臣　岸田　文雄

**○外務省告示第三百二十三号**

平成二十五年四月三十日にリマで、ペルー共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がペルー共和国政府との間に行われた。

この交換公文は、平成二十五年十月一日に効力を生じた。

1　援助の目的及び内容　イカ州博物館展示・保存機材整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与の限度額　四千九百六十万円
3　贈与の供与期限　平成二十八年一月三十一日まで
4　署名者
日本側　福川正浩在ペルー大使
ペルー側　ラファエル・ロンカリオロ・オルベゴソ外務大臣

平成二十五年十一月一日

外務大臣　岸田　文雄

**○外務省告示第三百二十四号**

平成二十五年四月三十日にリマで、ペルー共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がペルー共和国政府との間に行われた。

この交換公文は、平成二十五年十月一日に効力を生じた。

1　援助の目的及び内容　経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与
2　贈与額　十二億円
3　署名者
日本側　岸田文雄外務大臣
ペルー側　ラファエル・ロンカリオロ・オルベゴソ外務大臣

平成二十五年十一月一日

外務大臣　岸田　文雄

**○厚生労働省告示第三百四十号**

厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準（平成二十年厚生労働省告示第百二十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年十一月一日

厚生労働大臣　田村　憲久

第三第六号を次のように改める。

六　削除

第三第八号を次のように改める。

八　削除

第三第十六号を次のように改める。

十六　削除

**○厚生労働省告示第三百四十一号**

国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第九十二条の三第一項第二号の規定に基づき、納付事務を適正かつ確実に実施することができると認められ、かつ、政令で定める要件に該当する者を次のとおり指定したので、同条第三項の規定に基づき公示する。

平成二十五年十一月一日

厚生労働大臣　田村　憲久

| 名　称 | 所在地 | 指定した日 |
|---|---|---|
| 株式会社しんきん情報サービス | 東京都港区港南一丁目八番二七号 | 平成二十五年十一月一日 |

**○農林水産省告示第二千七百十六号**

国有林野の管理経営に関する法律（昭和二十六年法律第二百四十六号）第四条第一項の規定により同項に規定する管理経営基本計画を定めるので、同法第五条第一項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成二十五年十一月一日

農林水産大臣　林　芳正

一　管理経営基本計画の案の縦覧場所及び期間

㈠　縦覧場所

林野庁国有林野部経営企画課、森林管理局、森林管理局の事務所及び森林管理事務所並びに森林管理署及び森林管理署の支署

㈡　縦覧期間

平成二十五年十一月一日から平成二十五年十二月二日まで